

(令和5年9月7日提出)

# 令和5年9月議会定例会議案

新 潟 市



## 令和5年9月議会定例会議案

### 目 次

議案第50号	令和5年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第51号	令和5年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	7
議案第52号	令和5年度新潟市介護保険事業会計補正予算	10
議案第53号	新潟市新津地区市民会館条例の廃止について	13
議案第54号	新潟市印鑑条例の一部改正について	14
議案第55号	新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について	16
議案第56号	新潟市体育施設条例の一部改正について	18
議案第57号	新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について	20
議案第58号	新潟市旅館業法施行条例の一部改正について	21
議案第59号	新潟市火災予防条例の一部改正について	22
議案第60号	町（字）の区域及び名称の変更について	25
議案第61号	市道路線の認定及び廃止について	30
議案第62号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	46
議案第63号	契約の締結について	47
議案第64号	契約の変更について	48
議案第65号	未処分利益剰余金の処分について	49
議案第66号	未処分利益剰余金の処分について	50
議案第67号	決算の認定について	51



議案第50号

**令和5年度新潟市一般会計補正予算（第5号）**

令和5年度新潟市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,912,290千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ412,869,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年9月7日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		80,408,230	1,082,913	81,491,143
	2 国庫補助金	23,951,898	1,082,913	25,034,811
20 県支出金		21,616,900	6,666	21,623,566
	2 県補助金	5,258,852	6,666	5,265,518
23 繰入金		269,086	20,000	289,086
	2 基金繰入金	223,419	20,000	243,419
24 繰越金		841,301	768,411	1,609,712
	1 繰越金	841,301	768,411	1,609,712
26 市債		37,161,500	34,300	37,195,800
	1 市債	37,161,500	34,300	37,195,800
歳入	合計	410,957,000	1,912,290	412,869,290

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		41,592,727	142,100	41,734,827
	1 総務管理費	36,782,492	134,100	36,916,592
	3 戸籍住民基本台帳費	982,435	8,000	990,435
3 民生費		130,854,349	1,090,065	131,944,414
	2 児童福祉費	47,271,124	90,596	47,361,720
	3 障がい福祉費	25,537,961	95,689	25,633,650
	4 生活保護費	17,394,793	1,000	17,395,793
	5 老人福祉費	27,474,226	902,780	28,377,006
6 農林水産業費		6,287,059	143,000	6,430,059
	1 農業費	2,938,127	143,000	3,081,127
7 商工費		12,535,031	50,000	12,585,031
	1 商業費	11,101,513	50,000	11,151,513
8 土木費		56,788,057	457,125	57,245,182
	2 道路橋りょう費	23,913,185	265,000	24,178,185
	3 港湾空港費	429,969	64,125	494,094
	5 公園緑地費	3,221,179	85,000	3,306,179
	8 住宅費	1,475,656	43,000	1,518,656
9 消防費		10,709,144	30,000	10,739,144
	1 消防費	10,709,144	30,000	10,739,144
歳 出	合 計	410,957,000	1,912,290	412,869,290

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	寄居コミュニティハウス整備事業	27,100
4 衛生費	2 清掃費	ごみ処理施設整備事業	81,000
7 商工費	1 商業費	人手不足対応に向けた省人化サポート事業	50,000
9 消防費	1 消防費	消防車両等整備事業	156,000



第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと新潟市応援寄附金事業	令和 6年度	250,000
青山こ線橋補修事業	令和 6年度から 令和 7年度まで	325,000

第4表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
コミュニティ施設整備事業費	279,000	普通貸借	年5.0%以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に	303,300	普通貸借	年5.0%以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に
消防施設整備事業費	667,300	又は債券発行 (他の地方公共団体と共同発行を含む。)	利率見直し 方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	677,300	又は債券発行 (他の地方公共団体と共同発行を含む。)	利率見直し 方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 5 1 号

**令和 5 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）**

令和 5 年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 2, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 0, 8 0 6, 6 1 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 7 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		52,088,581	42,500	52,131,081
	1 県補助金	52,088,581	42,500	52,131,081
歳入	合計	70,764,115	42,500	70,806,615

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,611,046	42,500	1,653,546
	1 総務管理費	1,607,816	42,500	1,650,316
歳 出 合 計		70,764,115	42,500	70,806,615

議案第 5 2 号

**令和 5 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 2 号）**

令和 5 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 2 8 2, 7 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 0, 4 6 0, 2 7 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 7 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 支払基金交付金		23,010,692	23,856	23,034,548
	1 支払基金交付金	23,010,692	23,856	23,034,548
7 繰入金		14,247,899	695,169	14,943,068
	1 一般会計繰入金	13,340,908	695,169	14,036,077
8 繰越金		1	1,563,728	1,563,729
	1 繰越金	1	1,563,728	1,563,729
歳入	合計	88,177,525	2,282,753	90,460,278

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,409,465	695,169	2,104,634
	1 総務管理費	827,215	695,169	1,522,384
5 諸支出金			1,587,584	1,587,584
	1 償還金		1,587,584	1,587,584
歳 出	合 計	88,177,525	2,282,753	90,460,278



議案第 5 3 号

**新潟市新津地区市民会館条例の廃止について**

新潟市新津地区市民会館条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市新津地区市民会館条例を廃止する条例**

新潟市新津地区市民会館条例（平成 1 6 年新潟市条例第 4 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 4 号

### 新潟市印鑑条例の一部改正について

新潟市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 7 日 提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市印鑑条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市印鑑条例（昭和 4 5 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている登録者が、印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、印鑑手帳に代えて個人番号カードを提示して申請することができる。

第 1 1 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カードを利用する方法を用いて、端末機（本市の電子計算機と電気通信回路で接続された端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

第 1 2 条中「読み取って」を「読み取つて」に改める。

第 2 条 新潟市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第

22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された個人番号カードを利用する」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された個人番号カードを利用する方法

(2) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)を利用する方法

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

議案第 5 5 号

**新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について**

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 7 日 提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例**

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例（平成 1 6 年新潟市条例第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

新潟市山潟コミュニティハウス	新潟市中央区山二ツ 1 番地 5	会議室、ホール
----------------	------------------	---------

別表第 3 に次のように加える。

新潟市山潟コミュニティハウス	月曜日、休日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで	午前 9 時から午後 9 時まで
----------------	------------------------------------	------------------

別表第 4 のうち 5 4 の表の次に次の 1 表を加える。

5 5 新潟市山潟コミュニティハウス

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
会議室 1	1 時間につき	3 0 0
会議室 2	1 時間につき	2 0 0
会議室 3	1 時間につき	2 0 0
ホール 1	1 時間につき	3 0 0
ホール 2	1 時間につき	3 0 0

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長が行う新潟市山潟コミュニティハウスの利用の許可及び許可の取消し並びに指定管理者の指定、利用者が行う利用の取止めの申出、新潟市山潟コミュニティハウスの指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに關し必要な手續その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

議案第 5 6 号

**新潟市体育施設条例の一部改正について**

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市体育施設条例の一部を改正する条例**

新潟市体育施設条例（昭和 3 9 年新潟市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のうち 1 の表新潟市西川体育センターの項を次のように改める。

新潟市西川体育センター	新潟市西蒲区川崎 1 番地 1
(1) 体育館	
(2) トレーニング室	

別表第 2 のうち 2（4 2）の表を次のように改める。

(4 2) 新潟市西川体育センター

体育館

専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1 時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	7 0 0
		入場料を徴収する場合	1, 4 0 0
	営利又は営業を目的とする場合	—	9, 1 0 0
上に掲げるもの以外	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収しない	2, 8 0 0

外の各種の行事及び集会の利用	的としない場合	場合	
		入場料を徴収する場合	5,600
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,100

備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

#### 附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。

議案第 57 号

**新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について**

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例**

新潟市ひまわりクラブ条例（平成 5 年新潟市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表東区の項中「新潟市東区中野山 5 丁目 5 番 2 号」を「新潟市東区中野山 1 丁目 1 番地 1」に改め、同表西区の項中「新潟市西区真砂 4 丁目 9 番 30 号」を「新潟市西区真砂 3 丁目 24 番 1 号」に改める。

附 則

この条例中別表東区の項の改正規定は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から、同表西区の項の改正規定は公布の日から起算して 10 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。



議案第 58 号

**新潟市旅館業法施行条例の一部改正について**

新潟市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市旅館業法施行条例の一部を改正する条例**

新潟市旅館業法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条中「及び第 3 条の 3 第 3 項」を「、第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項」に改める。

第 5 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 13 条第 2 項中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 59 号

### 新潟市火災予防条例の一部改正について

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市火災予防条例の一部を改正する条例

新潟市火災予防条例（昭和 37 年新潟市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第 13 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

第 13 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式を除く。）にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 13 条第 4 項中「前項」を「前 2 項」に、「、第 11 条第 1 項第 3 号の 2」を「並びに第 11 条第 1 項第 3 号の 2」に改め、「並びに第 2 項並びに本条第 1 項」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の筐体は、雨水等の浸入防止の措置を講じなければならない。

第15条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改める。

第49条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3厨房設備の項を次のように改める。

厨房 設備	気体 燃料	不燃 以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 k W 以下	100	15 注 4	15	15 注 4		
				据置型レンジ	21 k W 以下	100	15 注 4	15	15 注 4		
				不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 k W 以下	80	0	—	0
						据置型レンジ	21 k W 以下	80	0	—	0
	固体 燃料	不燃 以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50		
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30		

上記に分類されな いもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
	使用温度が300℃以上800℃未 満のもの	—	150	100	200	100
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の新潟市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第5項において準用する場合を含む。）及び第13条第4項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

議案第60号

**町（字）の区域及び名称の変更について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市区域内の町（字）の区域及びその名称を次のように変更し、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和5年9月7日提出

新潟市長 中原 八一

町（字）の区域及び名称変更調書

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
濁川	大島	3117の1、3118の3、3119の3、 3120の3、3121の8、3122の1、 3123から3126まで、3127の1、 3128の1、3135の1、3136の5、 3137の4、3138から3141まで、 3142の1、3142の2、3143の7、 3144の4、3145の4、3146の3、 3147の3、3148の4、3149の1、 3150の4、3151、3152、 3153の1から3153の3まで、 3154から3174まで、3175の1、3176、 3177の1、3178から3185まで、 3186の1、3186の2、	濁川

3 1 8 7から3 1 9 6まで、3 1 9 7の1、  
3 1 9 8から3 2 0 1まで、3 2 0 2の1、  
3 2 0 3の1、3 2 0 4の1、3 2 0 5の1、  
3 2 0 6の1、3 2 0 7から3 2 2 4まで、  
3 2 2 5の1から3 2 2 5の3まで、  
3 2 2 6の1から3 2 2 6の3まで、  
3 2 2 7から3 2 4 0まで、3 2 4 1の1、  
3 2 4 1の2、3 2 4 2、3 2 4 3、3 2 4 4の1、  
3 2 4 4の2、3 2 4 5、3 2 4 5の1、  
3 2 4 6から3 2 5 5まで、3 2 5 5の1、  
3 2 5 5の2、3 2 5 6から3 2 6 7まで、  
3 2 7 2から3 2 9 6まで、3 2 9 6の1、3 2 9 7、  
3 2 9 7の1、3 2 9 8、3 2 9 9の1、  
3 3 0 0の1、3 3 0 1の1、3 3 0 2の1、  
3 3 0 3の1、3 3 0 4の1、3 3 0 5の1、  
3 3 0 6の1、3 3 0 7の1、3 3 0 8、  
3 3 0 9の1、3 3 1 0から3 3 1 5まで、  
3 3 1 6の1、3 3 1 7の1、3 3 1 8の1、  
3 3 1 9から3 3 2 1まで、3 3 2 2の3、  
3 3 2 2の5、3 3 2 3の5、3 3 2 3の7、  
3 3 2 4の1、3 3 2 4の3、3 3 2 5の1、  
3 3 2 5の3、3 3 2 6の1、3 3 2 6の3、  
3 3 2 7の1、3 3 2 7の3、3 3 2 8、3 3 2 9、  
3 3 3 0の1、3 3 3 0の2、3 3 3 1、  
3 3 3 1の1、3 3 3 1の2、3 3 3 1の4、

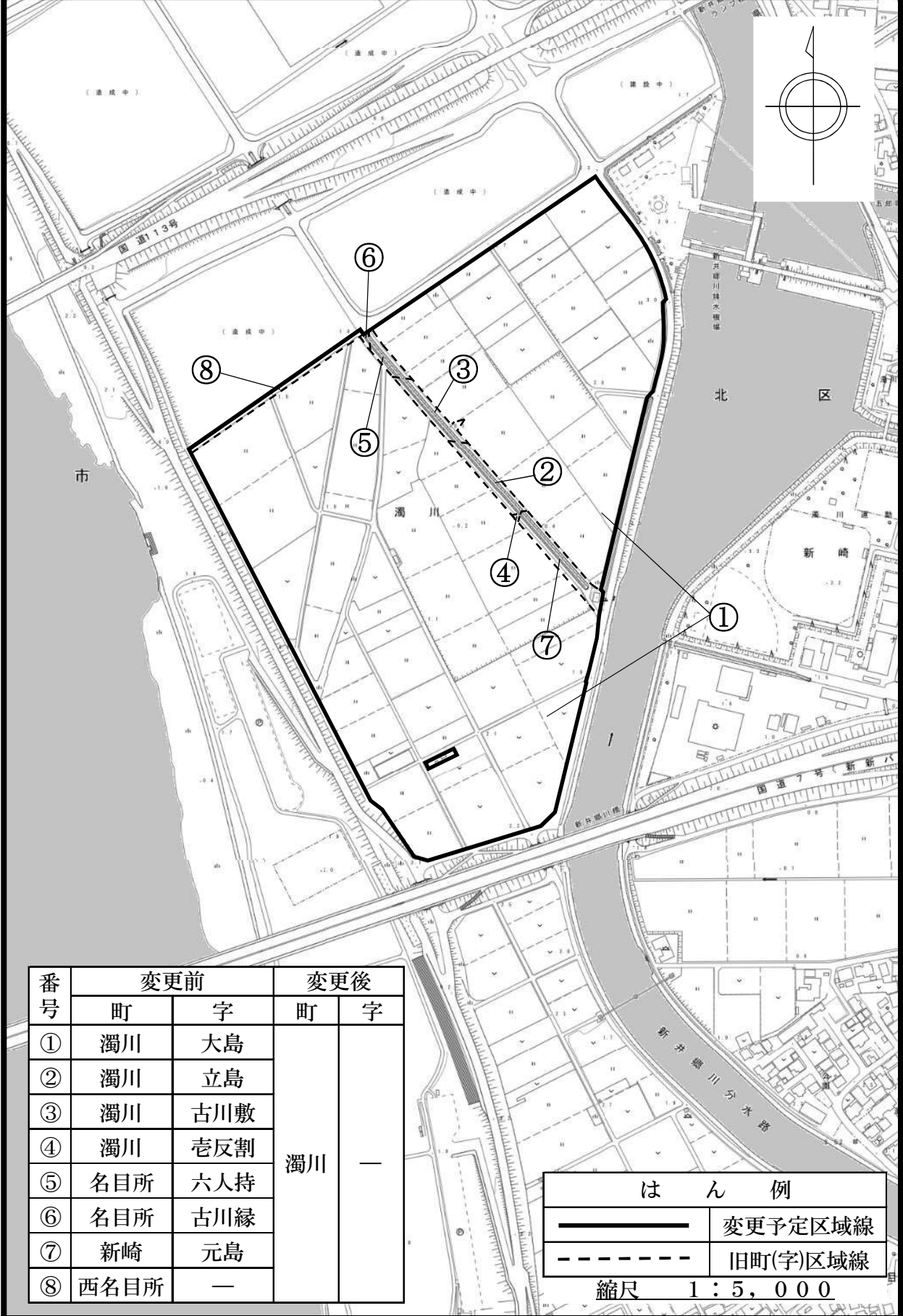
		<p>3 3 3 2、3 3 3 3の1から3 3 3 3の3まで、</p> <p>3 3 3 4から3 3 4 0まで、3 3 4 0の1、</p> <p>3 3 4 1から3 3 5 0まで、3 3 5 1の1、3 3 5 2、</p> <p>3 3 5 3の1、3 3 5 4、3 3 5 5、3 3 5 6の4、</p> <p>3 3 5 6の6、3 3 5 7、3 3 5 8、3 3 5 8の3、</p> <p>3 3 5 9の3、3 3 5 9の5、3 3 6 0の1、</p> <p>3 3 6 0の3、3 3 6 1の1、3 3 6 1の4、</p> <p>3 3 6 2の1、3 3 6 2の4、3 3 6 3の1、</p> <p>3 3 6 3の3、3 3 6 4の1、3 3 6 5の1、</p> <p>3 3 6 6の1、3 3 6 7の1、3 3 6 8の1、</p> <p>3 3 6 9の1、3 3 7 0の1、3 3 7 1の1、</p> <p>3 3 7 2の1、3 3 7 3の1から3 3 7 3の4まで</p>
	立島	<p>3 1 3 5の4、3 1 3 6の4、3 1 3 7の3、</p> <p>3 1 3 8の4、3 1 3 9の4、3 1 4 0の3、</p> <p>3 1 4 1の5、3 1 4 1の7、3 1 4 2の6、</p> <p>3 1 4 3の6、3 1 4 4の3、3 1 4 5の3、</p> <p>3 1 4 6の2、3 1 4 7の2、3 1 4 8の3、</p> <p>3 1 5 0の3</p>
	古川敷	<p>3 1 7 2の6、3 1 7 4の13、3 1 7 4の15、</p> <p>3 1 7 4の20、3 1 7 4の22、3 1 7 4の36</p>
	壺反割	3 3 3 7の7
名目所	六人持	<p>2 5 5 9の2、2 5 6 0の3、2 5 6 1の4、</p> <p>2 5 6 2の5、2 5 6 3の2</p>
	古川縁	2 5 6 1の2

新崎	元島	4 1 2 7 の 4、4 1 3 2 の 4、4 1 3 2 の 5、 4 1 3 3 の 3、4 1 3 3 の 5、4 1 3 5 の 2、 4 1 3 6 の 2、4 1 5 8 の 3、4 1 5 9 の 4、 4 1 6 0 の 7 から 4 1 6 0 の 1 0 まで、4 1 6 1 の 4
西名目所	—	5 5 1 9、5 5 2 0 の 2

及び当該変更に伴う公有地を含む。



# 町（字）の区域及び名称変更区域図



番号	変更前		変更後	
	町	字	町	字
①	濁川	大島	濁川	—
②	濁川	立島		
③	濁川	古川敷		
④	濁川	壱反割		
⑤	名目所	六人持		
⑥	名目所	古川縁		
⑦	新崎	元島		
⑧	西名目所	—		

はん例

	変更予定区域線
	旧町(字)区域線

縮尺 1 : 5, 0 0 0

議案第 6 1 号

**市道路線の認定及び廃止について**

次のとおり市道路線の認定及び廃止をするものとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出

新潟市長 中原 八一

1 認定する路線

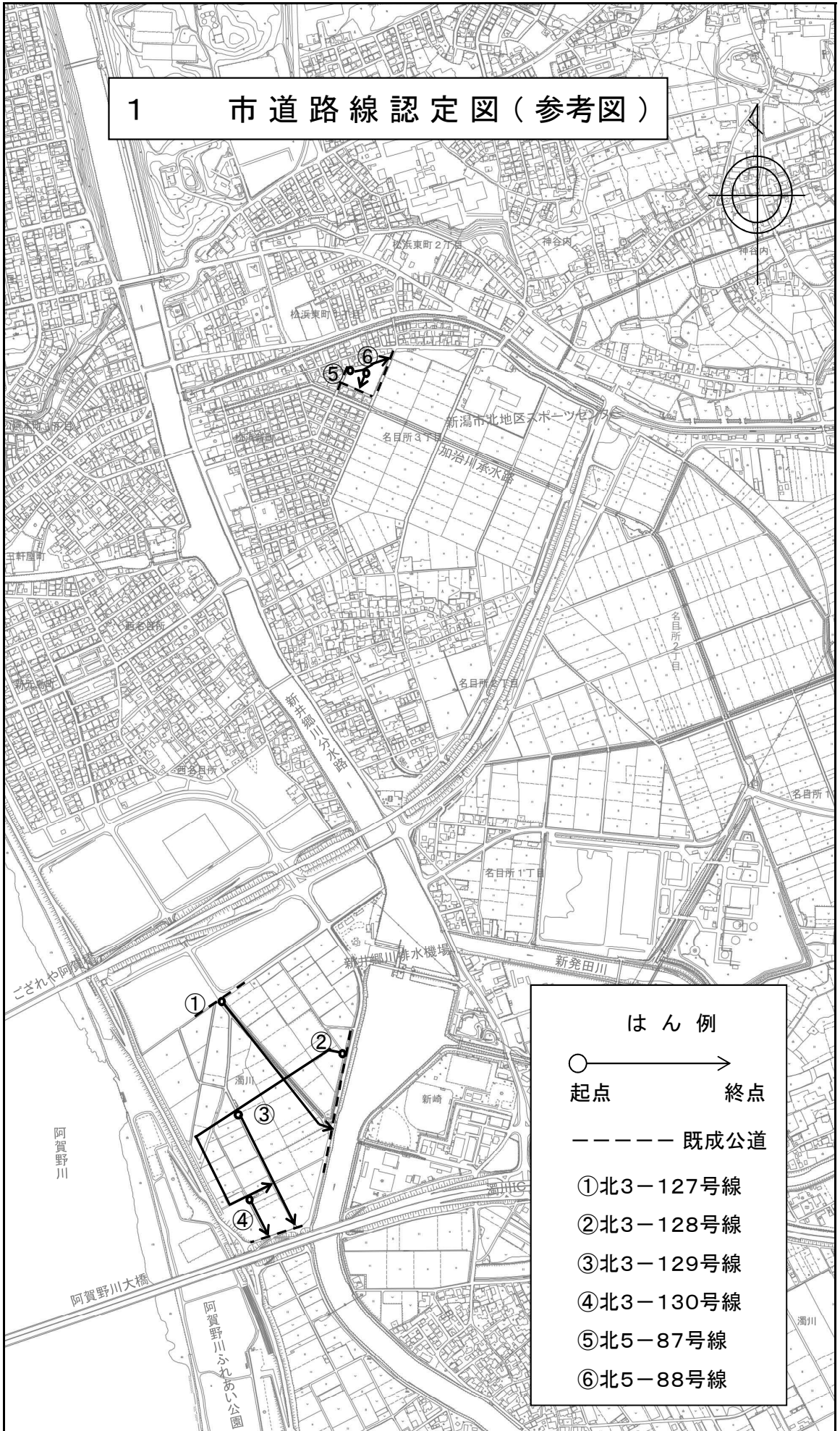
図面 番号	路 線 名	起 点		重要な経過地
		終 点		
1	北 3 ー 1 2 7 号線	新潟市北区濁川字大島 3297 番地先		新潟市北区濁川字大島 3307 番 1 地先
	新潟市北区濁川字大島 3324 番 1 地先			
1	北 3 ー 1 2 8 号線	新潟市北区濁川字大島 3326 番 1 地先		新潟市北区濁川字大島 3214 番地先
	新潟市北区濁川字大島 3203 番 1 地先			
1	北 3 ー 1 2 9 号線	新潟市北区濁川字大島 3192 番地先		新潟市北区濁川字大島 3201 番地先
	新潟市北区濁川字大島 3135 番 1 地先			
1	北 3 ー 1 3 0 号線	新潟市北区濁川字大島 3122 番 2 地先		新潟市北区濁川字大島 3125 番地先
	新潟市北区濁川字大島 3127 番 1 地先			
1	北 5 ー 8 7 号線	新潟市北区松浜新町 339 番地先		新潟市北区松浜新町 336 番地先
	新潟市北区松浜新町 416 番 3 地先			
1	北 5 ー 8 8 号線	新潟市北区松浜新町 329 番 16 地先		新潟市北区松浜新町 329 番 12 地先
	新潟市北区松浜新町 329 番 10 地先			
2	豊栄 1 ー 9 2 2 号線	新潟市北区木崎字尾山 2376 番 2 地先		新潟市北区木崎字尾山 2376 番 6 地先
	新潟市北区木崎字尾山 2376 番 10 地先			
3	南 6 ー 2 3 7 号線	新潟市中央区姥ヶ山字諏訪野 272 番 6 地先		新潟市中央区鶴ノ子字新 田 883 番 4 地先
	新潟市中央区鶴ノ子字新田 883 番 3 地先			
4	横越 1 ー 3 1 2 号線	新潟市江南区横越上町四丁目 201 番地先		新潟市江南区横越上町四 丁目 229 番地先
	新潟市江南区横越上町四丁目 230 番地先			

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
4	横越 1 -	新潟市江南区横越上町四丁目 279 番地先	新潟市江南区横越上町四 丁目 279 番地先
	3 1 3 号線	新潟市江南区横越上町四丁目 279 番地先	
4	横越 1 -	新潟市江南区横越上町四丁目 289 番地先	新潟市江南区横越上町四 丁目 289 番地先
	3 1 4 号線	新潟市江南区横越上町四丁目 288 番地先	
5	亀田 1 -	新潟市江南区所島一丁目乙 77 番 14 地先	新潟市江南区所島一丁目 乙 77 番 11 地先
	7 0 9 号線	新潟市江南区所島一丁目乙 77 番 8 地先	
6	亀田 1 -	新潟市江南区旭一丁目 1384 番 2 地先	新潟市江南区旭一丁目 1384 番 2 地先
	7 1 0 号線	新潟市江南区旭一丁目 1384 番 2 地先	
7	西 2 -	新潟市西区五十嵐二の町 8414 番 15 地先	新潟市西区五十嵐二の町 8414 番 20 地先
	3 0 8 号線	新潟市西区五十嵐二の町 8414 番 8 地先	
8	西 4 -	新潟市西区坂井二丁目 1940 番 2 地先	新潟市西区坂井二丁目 1944 番地先
	2 0 1 号線	新潟市西区須賀 67 番 19 地先	
9	西 7 -	新潟市西区亀貝字寅明 1621 番 13 地先	新潟市西区亀貝字寅明 1621 番 5 地先
	1 7 1 号線	新潟市西区北場字立野 851 番 10 地先	
9	西 7 -	新潟市西区小新字的場 3955 番 15 地先	新潟市西区小新字的場 3932 番 3 地先
	1 7 2 号線	新潟市西区小新字的場 3955 番 19 地先	
1 0	黒埼 1 -	新潟市西区鳥原字大明 2558 番 6 地先	新潟市西区鳥原字大明 2558 番 8 地先
	4 5 2 号線	新潟市西区鳥原字大明 2558 番 10 地先	
1 0	黒埼 1 -	新潟市西区鳥原字大明 2551 番 2 地先	新潟市西区鳥原字大明 2564 番 8 地先
	4 5 3 号線	新潟市西区鳥原字大明 2566 番 3 地先	

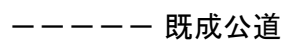
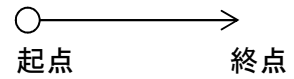
2 廃止する路線

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 1	北 2 ー	新潟市北区太郎代字長潟 958 番 1 地先	新潟市北区太郎代字長潟 958 番 1 地先
	9 9 0 号線	新潟市北区太郎代字長潟 958 番 6 地先	
1 2	西 1 ー	新潟市西区五十嵐二の町 8780 番地先	新潟市西区五十嵐二の町 8741 番地先
	9 9 2 号線	新潟市西区五十嵐二の町 8742 番 1 地先	
1 3	黒崎 1 ー	新潟市西区亀貝字寅明 1644 番 2 地先	新潟市西区亀貝字寅明 1637 番 2 地先
	4 4 1 号線	新潟市西区亀貝字寅明 1634 番 2 地先	

# 1 市道路線認定図（参考図）

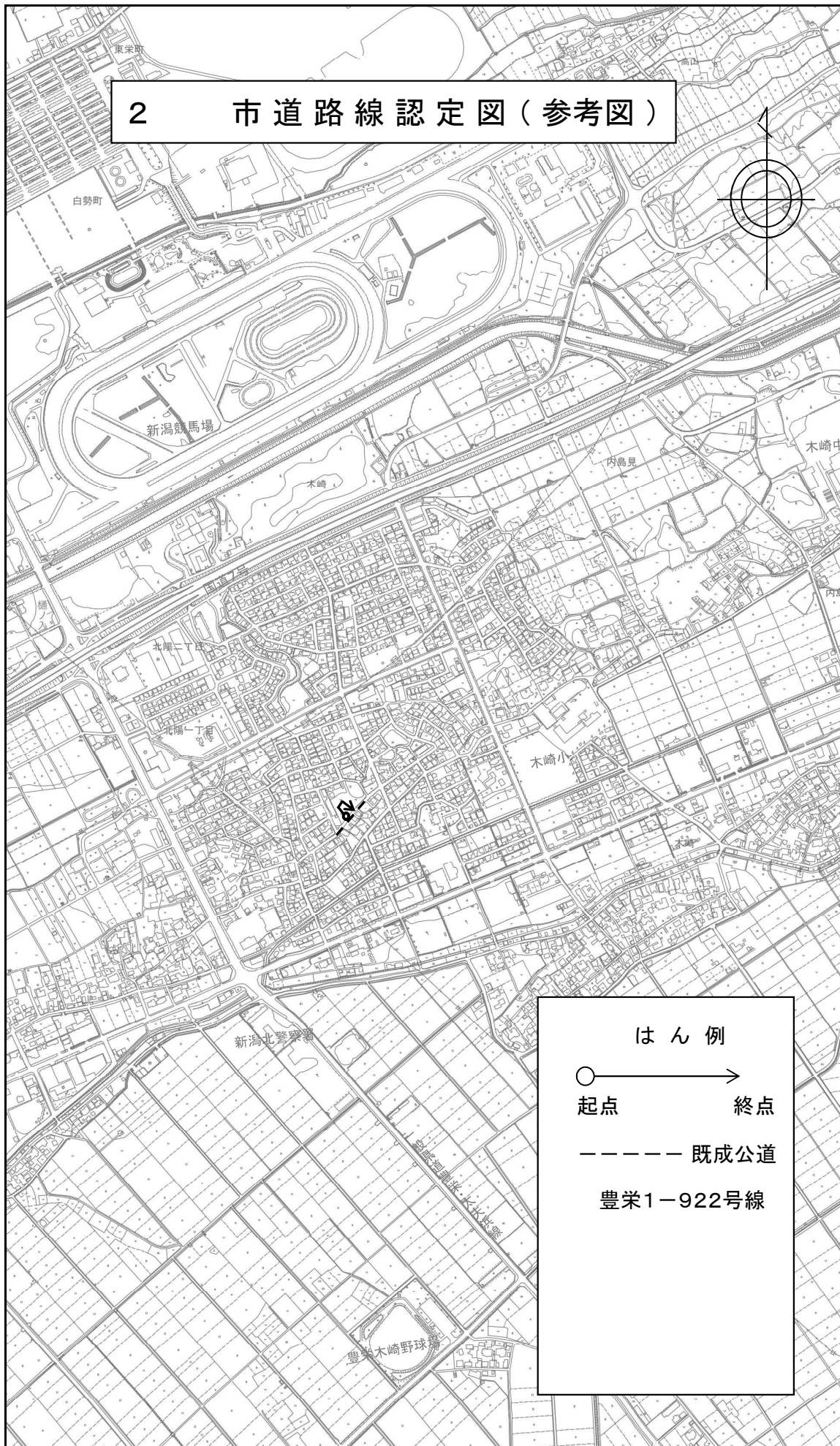


## はん例

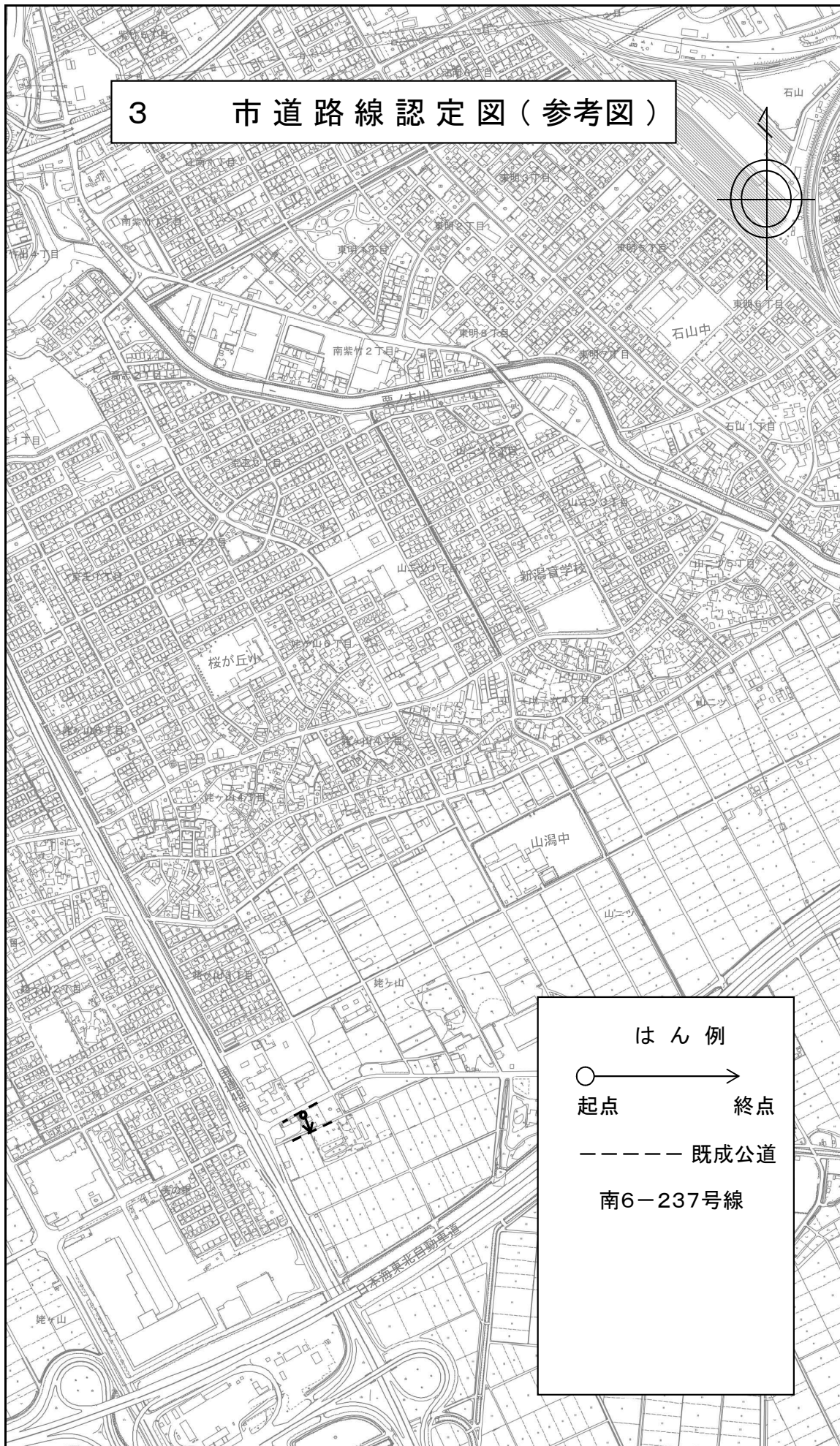


- ①北3-127号線
- ②北3-128号線
- ③北3-129号線
- ④北3-130号線
- ⑤北5-87号線
- ⑥北5-88号線

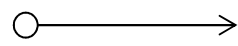
## 2 市道路線認定図（参考図）



### 3 市道路線認定図（参考図）



はん例



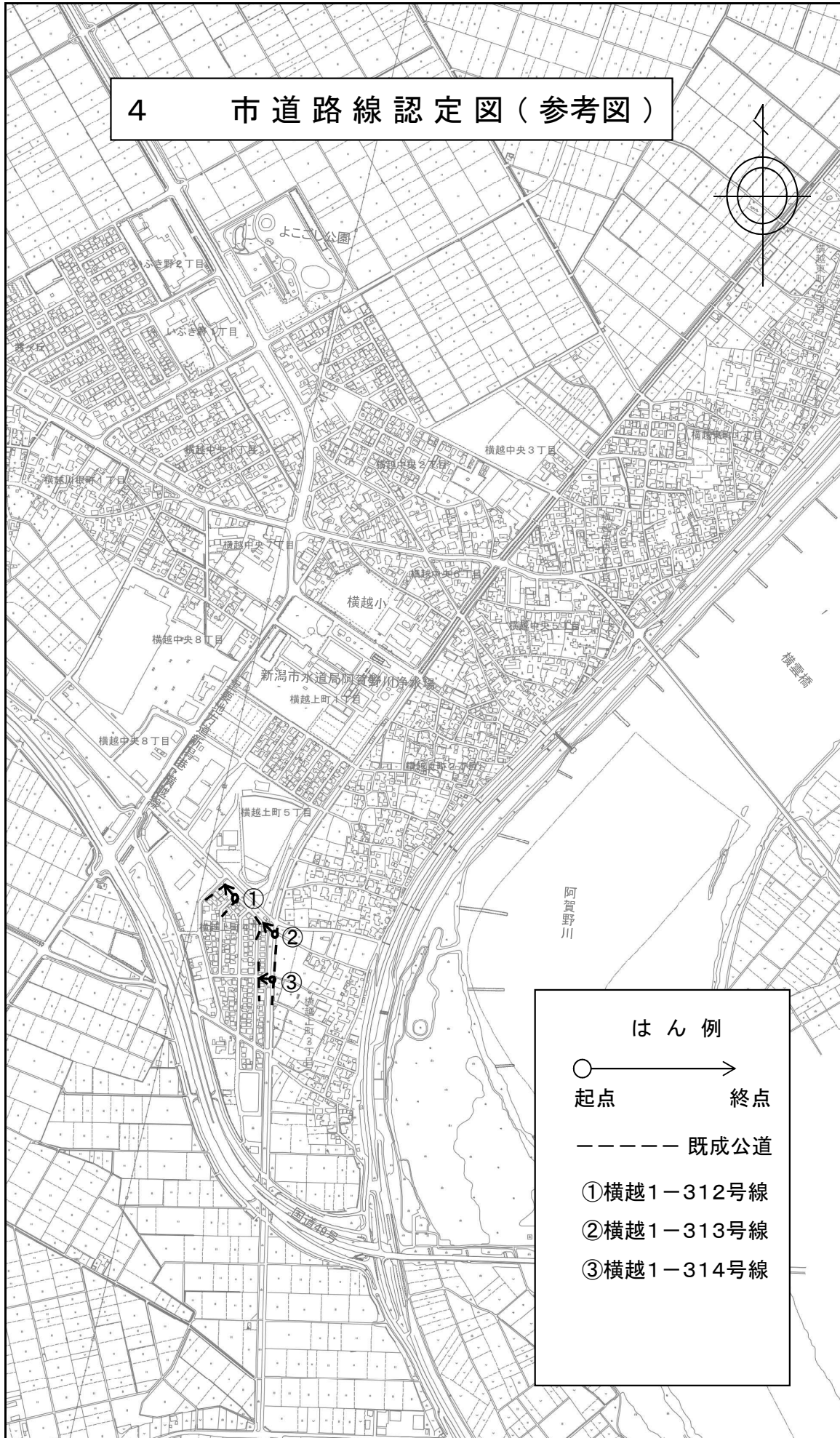
起点

終点

----- 既成公道

南6-237号線

# 4 市道路線認定図（参考図）



### はん例

○ → 起点 終点

----- 既成公道

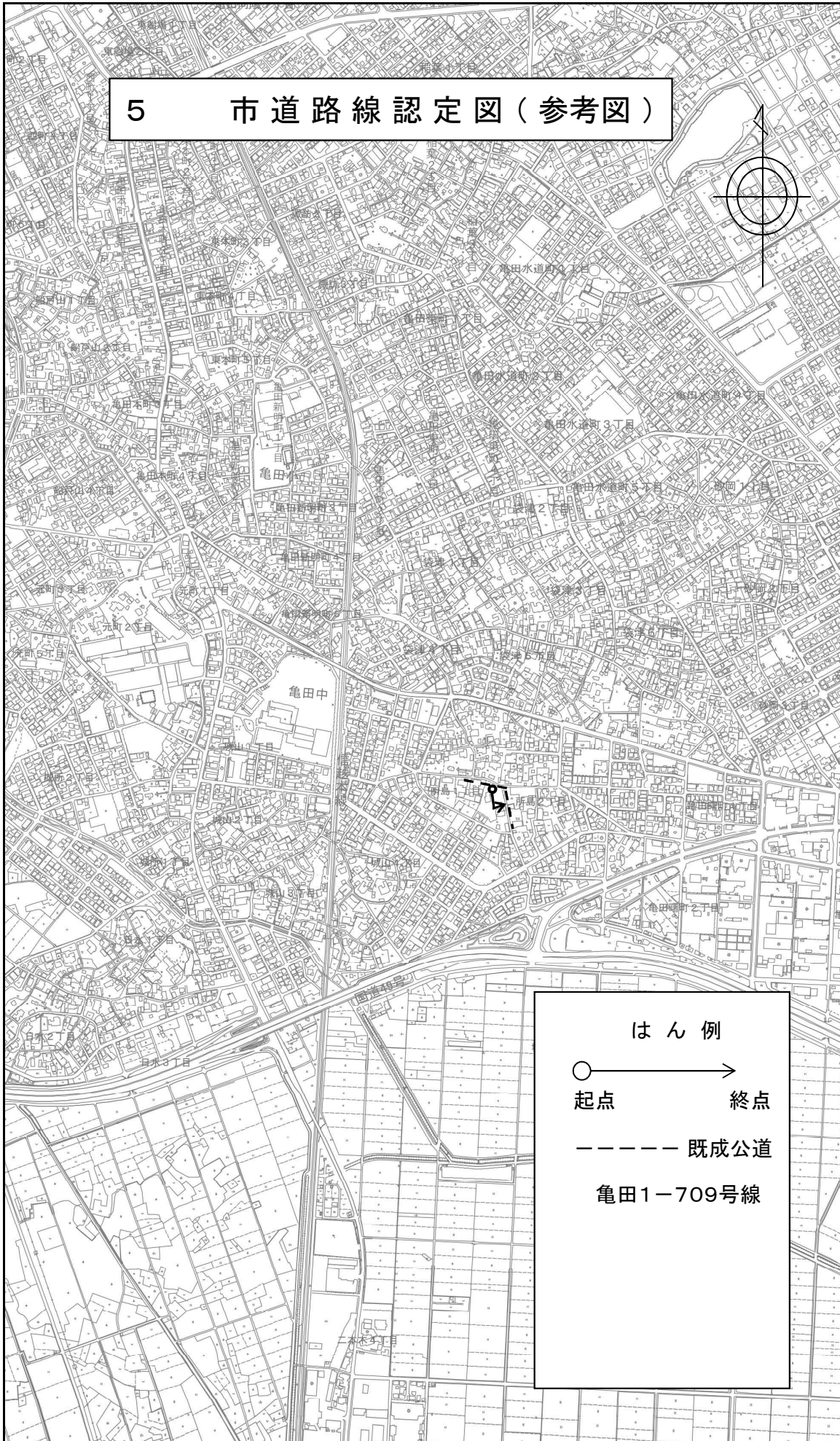
①横越1-312号線

②横越1-313号線

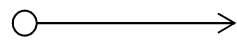
③横越1-314号線



# 5 市道路線認定図（参考図）



はん例

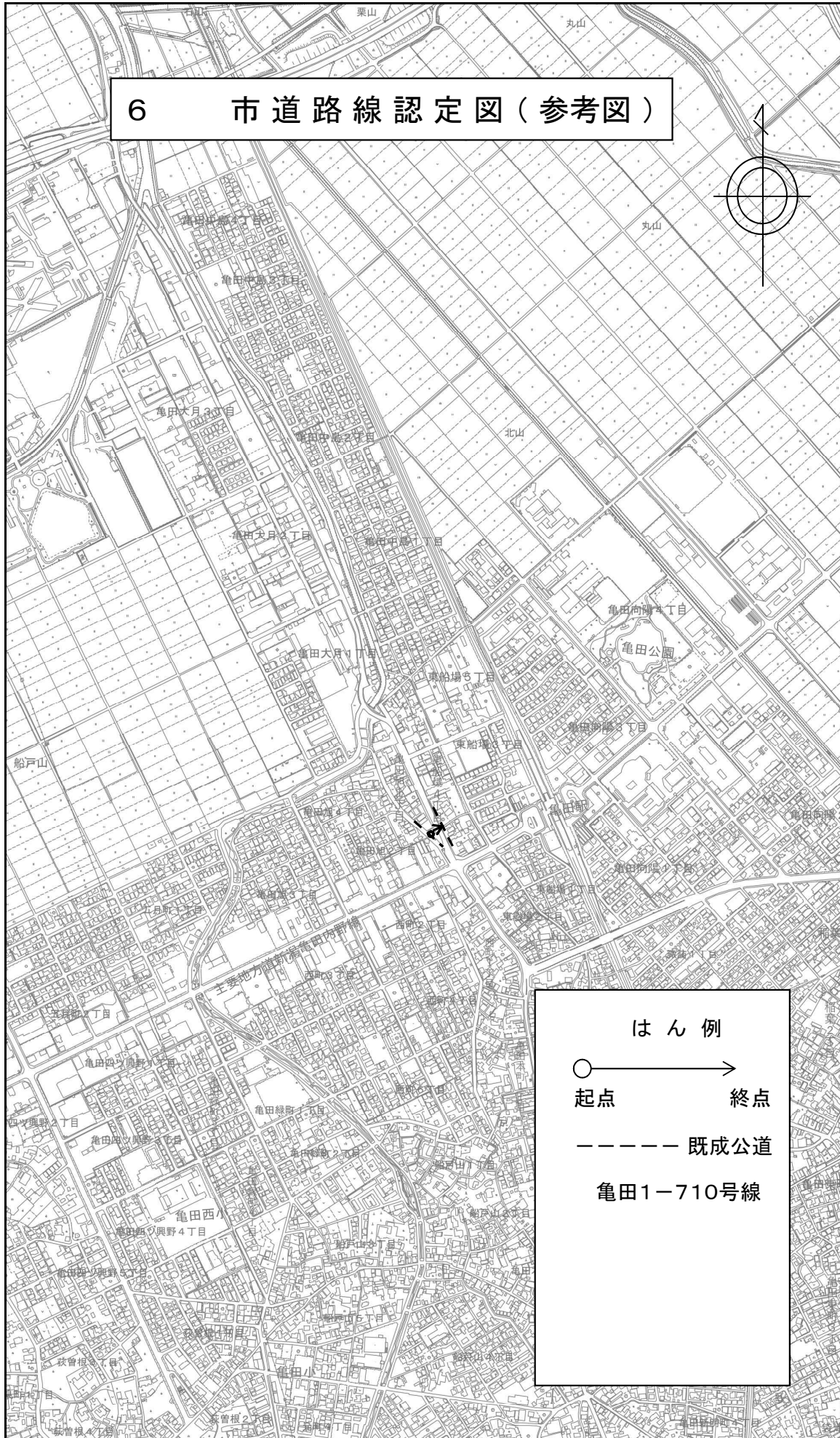
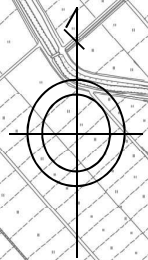


起点 終点

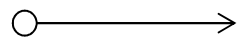
----- 既成公道

亀田1-709号線

# 6 市道路線認定図(参考図)



はん例



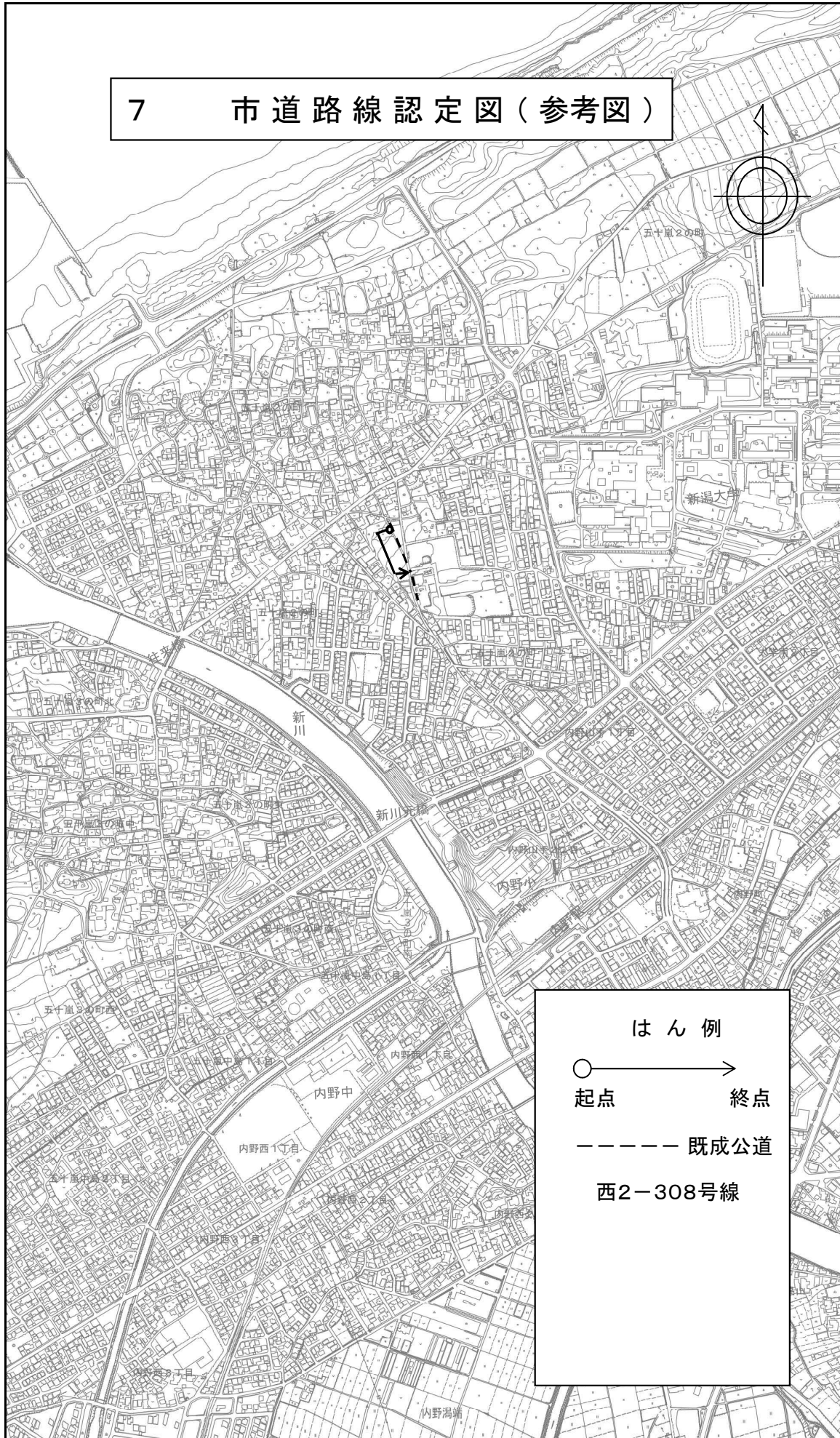
起点

終点

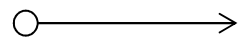
----- 既成公道

亀田1-710号線

7 市道路線認定図（参考図）



はん例



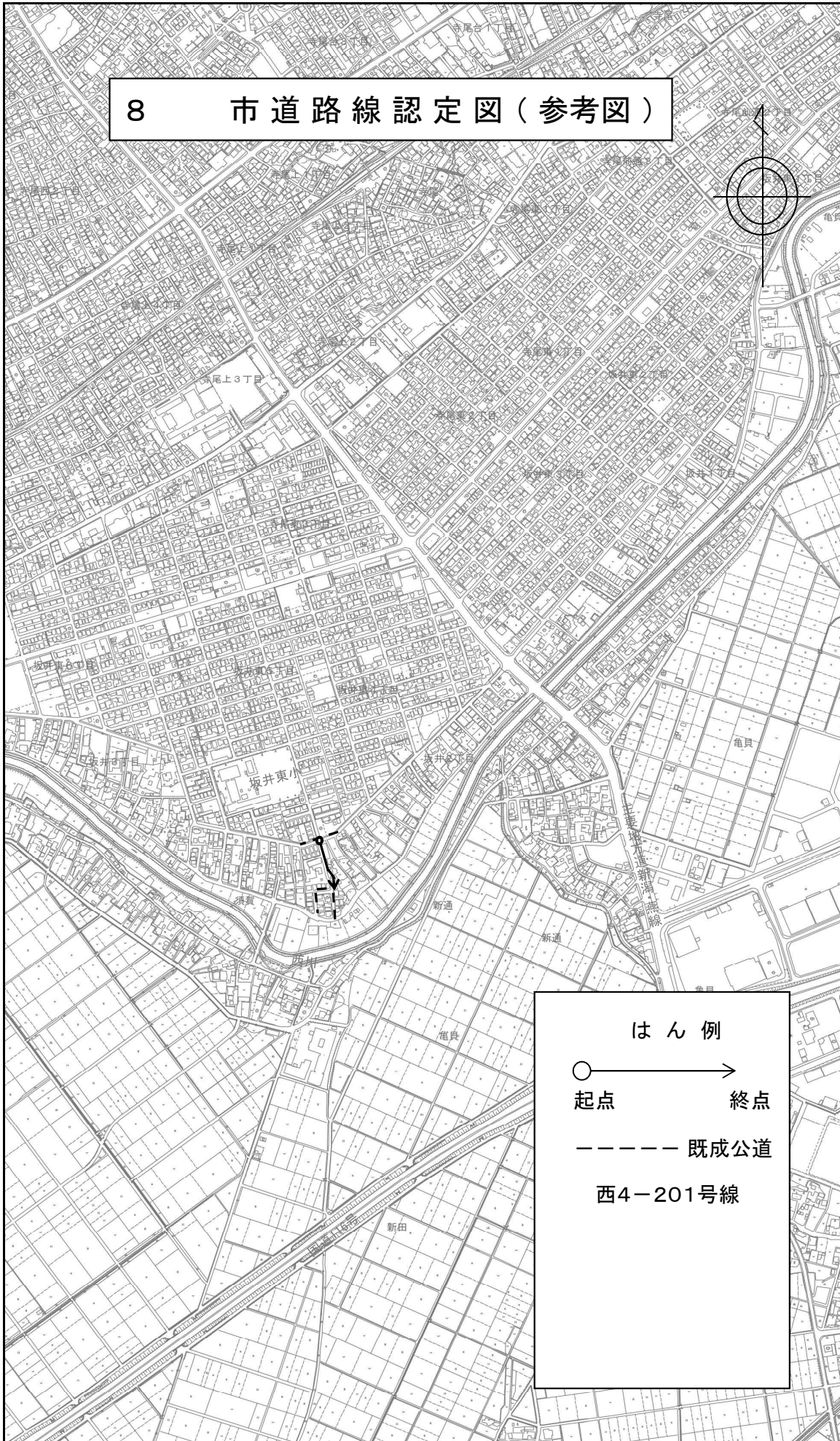
起点

終点

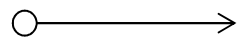
----- 既成公道

西2-308号線

# 8 市道路線認定図（参考図）



はん例



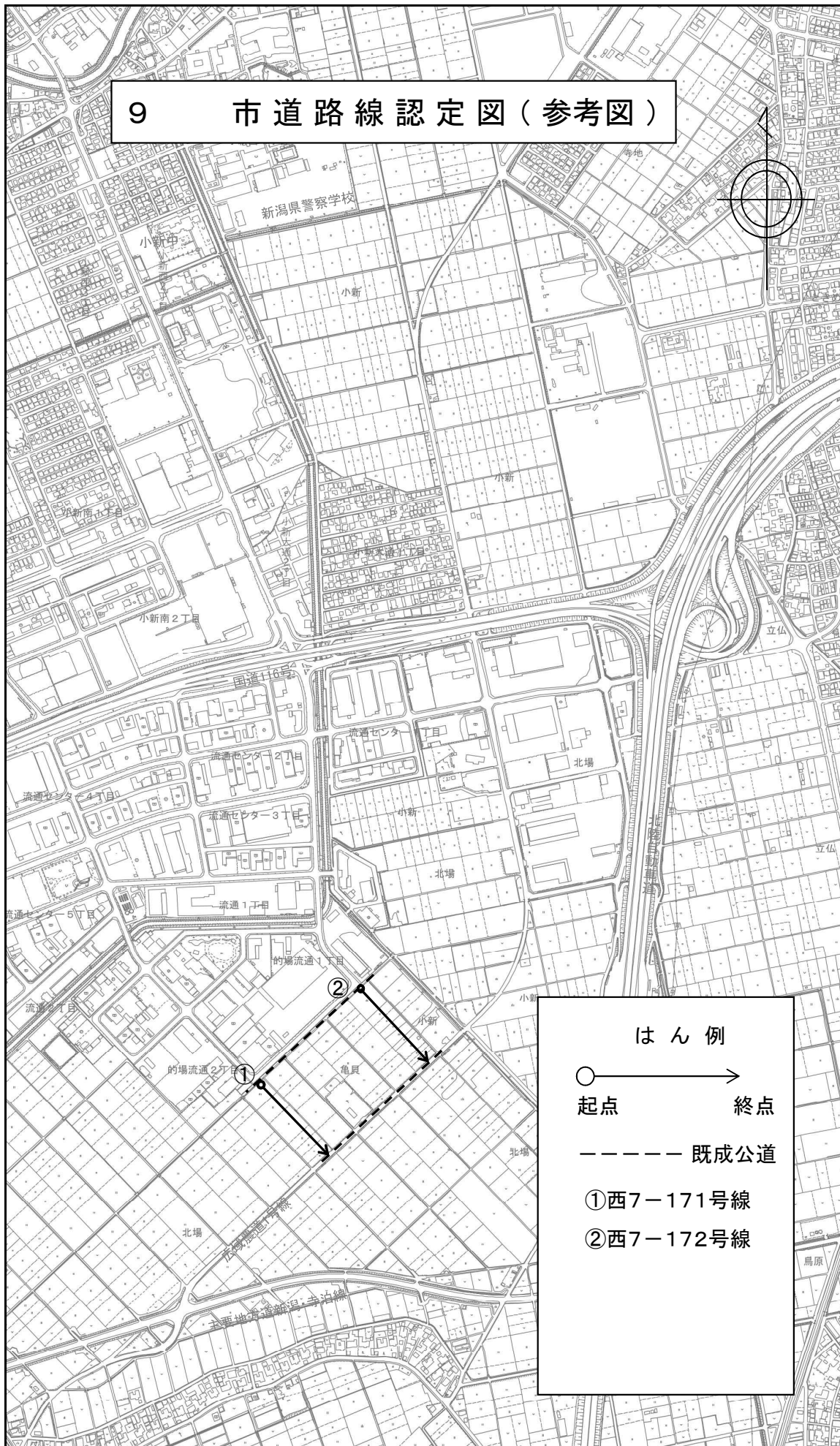
起点

終点

----- 既成公道

西4-201号線

# 9 市道路線認定図(参考図)



はん例

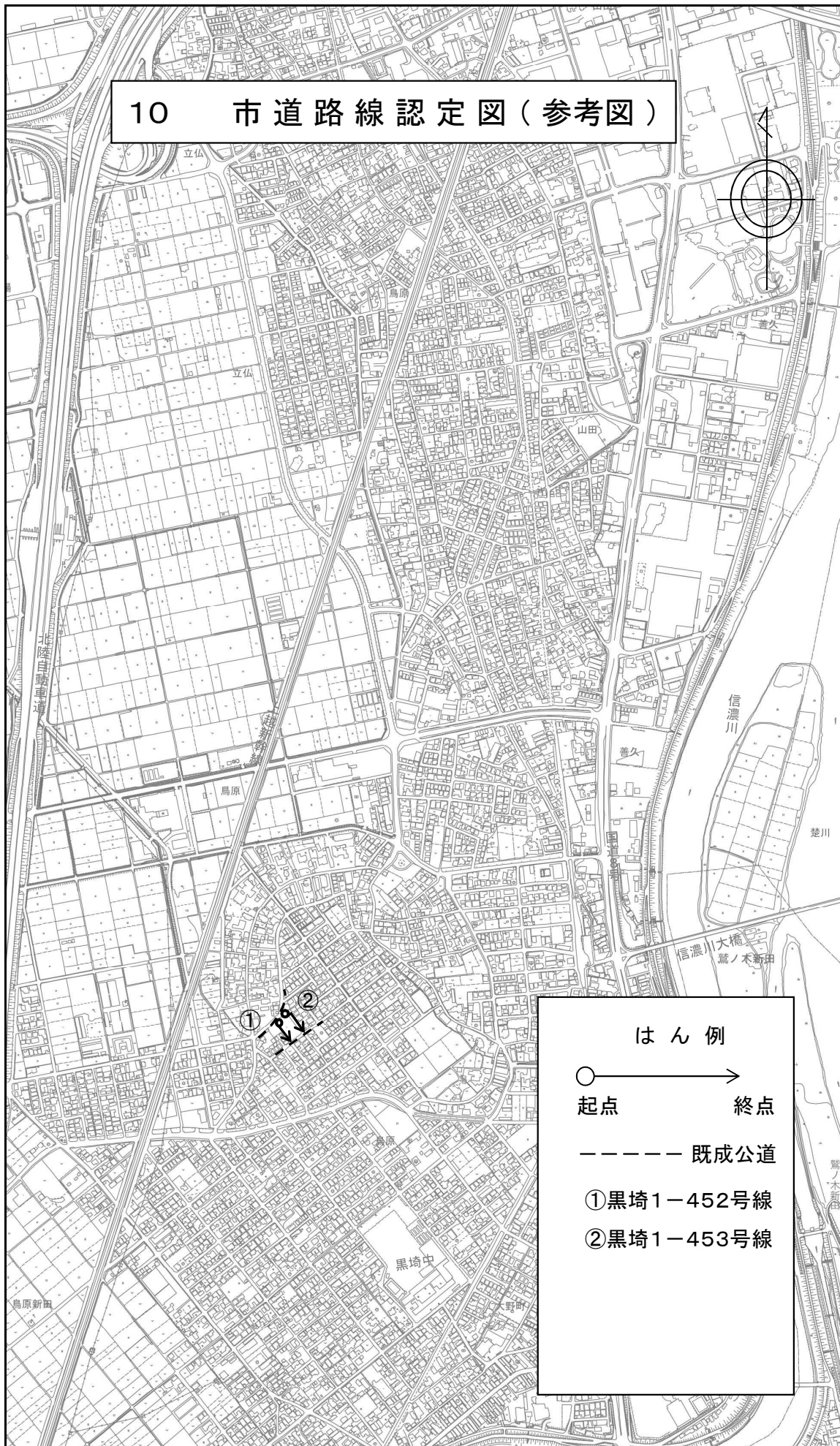
○ →  
起点 終点

----- 既成公道

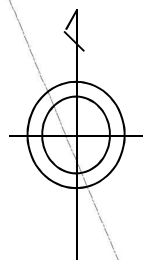
①西7-171号線

②西7-172号線

# 10 市道路線認定図（参考図）



# 11 市道路線廃止図（参考図）



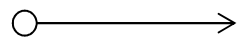
新潟東港

大館花

大館代



はん例



起点

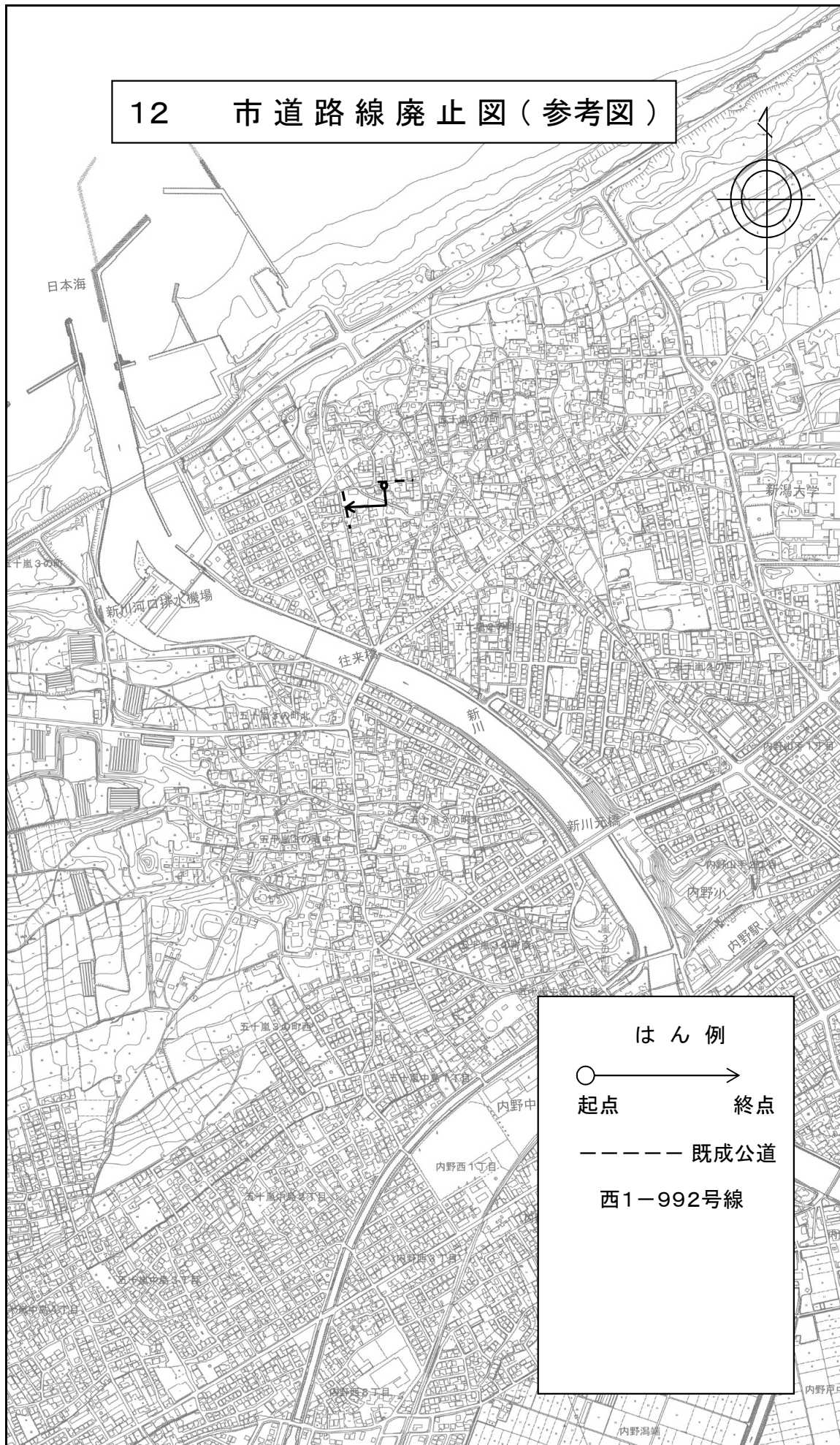
終点

----- 既成公道

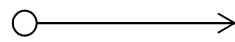
北2-990号線

福島潟放水路

# 12 市道路線廃止図（参考図）



はん例



起点

終点

----- 既成公道

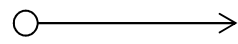
西1-992号線



# 13 市道路線廃止図（参考図）



はん例



起点

終点

----- 既成公道

黒埼1-441号線

議案第62号

**固定資産評価審査委員会委員の選任について**

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和5年9月7日提出

新潟市長 中原 八一

本間 禎子

議案第 6 3 号

**契約の締結について**

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
主要地方道新潟中央 環状線（一般国道 4 0 3 号交差点）道路 改良工事	339,790,000 円	新潟市中央区万代 4 丁目 5 番 1 5 号  株式会社 加賀田組 新潟支店  執行役員支店長 金子 文信

議案第 6 4 号

**契約の変更について**

令和 4 年度議案第 5 6 号をもって議決を経て締結した「新潟駅万代広場シェルター等建設工事」にかかる工事請負契約金額を次のように変更するものとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟駅万代広場シェルター等建設工事	変更前 1,632,400,000 円	福田・第一・加賀田・丸運特定共同企業体 代表者
	変更後 1,817,443,100 円	新潟市中央区一番堀通町 3 番地 1 0 株式会社 福田組 代表取締役社長 荒明 正紀 構成員 第一建設工業 株式会社 新潟支店 構成員 株式会社 加賀田組 新潟支店 構成員 丸運建設 株式会社

議案第 65 号

**未処分利益剰余金の処分について**

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度新潟市下水道事業会計未処分利益剰余金 2,970,483,053 円のうち 1,716,965,047 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 66 号

**未処分利益剰余金の処分について**

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度新潟市水道事業会計未処分利益剰余金 1,606,665,264 円のうち、854,320,178 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 67 号

**決算の認定について**

令和 4 年度新潟市下水道事業会計決算、令和 4 年度新潟市水道事業会計決算及び令和 4 年度新潟市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

新潟市長 中原 八一

決算書及び決算審査意見書は、別冊のとおり。